

## 職場における熱中症対策の強化について

～令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行されました～

ここ数年の気象状況を見ると、毎年のように集中豪雨や猛暑日が連日するなど異常気象が頻発しています。中でも本格的な暑さを迎える前の梅雨時期は湿度が高く、夏本番前に体が暑さに慣れていないため、汗が蒸発せず身体に熱がこもるなど、熱中症になりやすい時期でもあります。熱中症は高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもる機能障害です。誰でも発症する可能性があり、屋外だけでなく室内でも発症し、症状が深刻な時は命の危険にさらされることもあります。特に運送業界では、屋外作業だけでなく、倉庫等の屋内作業も含め、熱中症の発症率は高い状態にあります。労働安全衛生法第22条第2項では、事業者に対し「高温などによる健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」と定めており、労働安全衛生規則第617条では「労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えること。」等が義務付けられています。

然しながら、職場における熱中症による労働災害は増加傾向にあり、令和6年の休業4日以上、死亡災害は1,195人と過去最多で発生しています。特に、死亡労働災害は3年連続で30人以上となっており、労働災害による死亡者数全体の約4%を占める状況にあります。主な原因は体温が高く意識がもうろうとするといった初期症状の放置や医療機関への搬送などの対応の遅れです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、令和7年4月15日付けで労働安全衛生規則を一部改正し、熱中症の早期発見のための体制整備と周知、重篤化を防止する措置を細かく示した実施手順などの作成・周知を追加し、令和7年6月1日付けで改正、施行されました。

### 【 対策強化の対象 】

暑熱環境による熱ストレス評価を行う暑さ指数のWBGT（下図参照）が28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超えて実施が見込まれる作業が対象です。気温や時間は目に見えてわかりますが、暑さ指数は身体作業強度等によって変わります。暑熱な場所に該当するか否かは、作業が行われる場所の温度や気温の実測によって判断する必要がありますので注意が必要です。また、熱中症を生ずるおそれのある作業に該当しない場合でも、作業強度や着衣の状況によっては、熱中症のリスクが高まります。天気予報アプリや環境省が運営する熱中症予防情報サイトなどを活用するうえ、日常的な管理を行ってください。対象者は作業に従事する者、作業者と同一の場所で従事する者となります。

表1-1 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりするなど 	25	20

### 第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

#### WBGT基準値とは

#### 暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定  
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で  
WBGT基準値を把握。

#### WBGT基準値の活用方法

#### 表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

#### 基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表面に示されているWBGT値が基準値を超え、または超えるおそれのある場合は、冷房などで作業場所の暑さ指数を低減したり、軽い作業に変更するなどの対策を行ってください。それでも基準値を超え、または超えるおそれのある場合や熱中症の発症リスクがあるときは、以下の第2予防対策を行ってください。

## 第2 熱中症予防対策

### 1 作業環境管理

#### (1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



#### (2)休憩場所の整備等

高湿多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



### 3 健康管理

#### (1)健康診断結果に基づく対応等

#### (2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じて健康相談を行うこと。



#### (3)労働者の健康状態の確認

#### (4)身体状況の確認



### 2 作業管理

#### (1)作業時間の短縮等

#### (2)暑熱順化

高湿多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適應すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

#### (3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

#### (4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



#### (5)作業中の巡視

### 4 労働衛生教育

労働者を高湿多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

#### (1)熱中症の症状

#### (2)熱中症の予防方法

#### (3)緊急時の救急処置

#### (4)熱中症の事例



## 【現場における対応】

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じて迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられました。

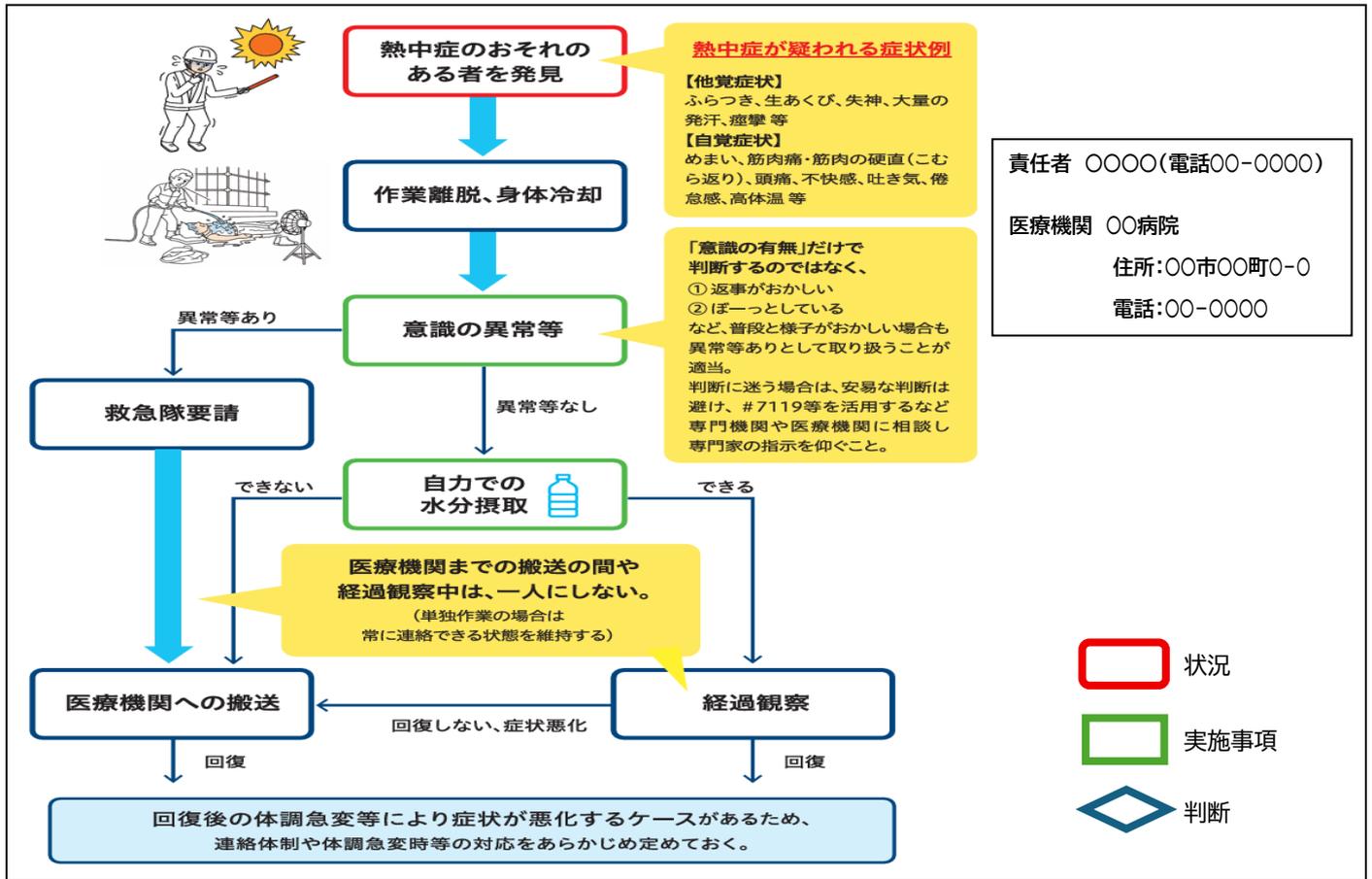
### 1. 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき体制整備・関係作業員への周知

事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、作業に従事する者が「熱中症の自覚症状を有する場合」や「熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合」、その旨を報告するための体制整備と当該体制の関係作業員への周知が義務付けられました。職場巡視や双方向での定期連絡など、事業場ごとに症状を把握できる体制整備が必要です。そのためには、熱中症が生じた疑いがある人等を見つけた際に報告するための連絡先や担当者をあらかじめ定め、全従業員や事業場、作業場等へ確実に周知してください。

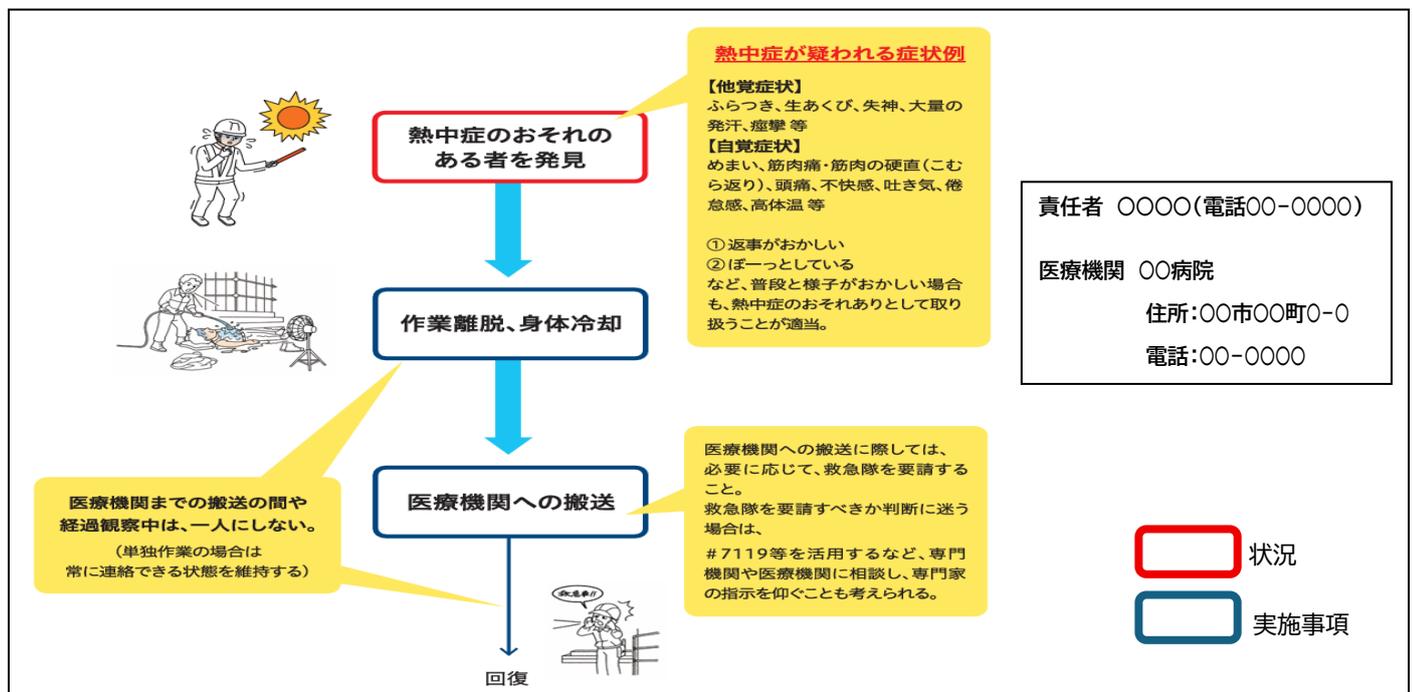
### 2. 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき措置の実施手順の作成・関係作業員への周知

事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、作業場ごとに当該作業からの離脱・身体冷却・医師の診察又は処置を受けさせるなど、必要な措置内容、実施手順を定め、関係作業員への周知が義務付けられました。特に、実施手順や関係者への周知は、緊急連絡網や緊急搬送先などを明記した手順書を作成することで、迅速かつ的確に対応することができます。あらかじめ報告するための連絡先や担当者を定め、医療機関に搬送するまでの対処方法など具体的手順を決めておくことでスムーズな対応が可能となります。事業場や作業場ごとに必ず作成し周知してください。（次ページのフロー図参照）

＜熱中症のおそれのある者に対する処置の例＞ パターン1



＜熱中症のおそれのある者に対する処置の例＞ パターン2



※ 両パターンは、あくまでも参考例です。事業場や現場の実態にあわせた具体的内容で作成してください。

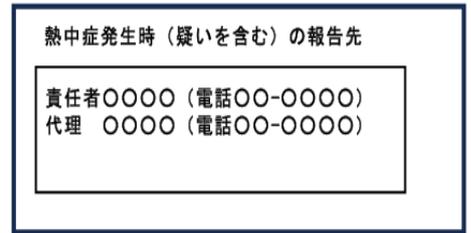
【複数事業者が混在して作業を行う状況における対応】

建設現場のような混在作業で、同一作業場で複数事業者が作業を行う場合は、元方事業者、関係請負人事業者のいずれの事業者に対しても必要な措置が義務付けられ、必要な措置が行われていない場合には、当該作業場に関わる全ての事業者に対して違反が生じることとなります。各事業者間で協議・調整のうえ、共同の緊急連絡先を定め、作業者の見やすい箇所への掲示、文書やメール等での配布など確実な周知と対応が必要です。

## 【 具体的な周知方法 】

周知方法に決まりはありませんが、報告先等が作業者に確実に伝わる必要があります。事業場の見やすい箇所への掲示や文書配布、メール等による送付の他、朝礼時の口頭による伝達等でも問題ありません。但し、口頭で複雑な内容を周知する場合は、確実に伝達されない可能性もありますので、前述の方法を複数手段取り入れて周知することも方法の一つです。(右図・下図参照)

事業場における報告先の掲示例



## 【 罰則 】

事業者が体制の整備・周知、実施手順の作成、周知を怠った場合には、安全衛生法第22条の違反行為となり、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。

今回の改正は、熱中症のおそれがある人を早期に見つけ、適切な対策をすることで労働者を熱中症から守ることが目的です。事業者の皆様には、各現場における“作業内容”や“作業環境に伴う熱中症リスク”を把握し、現場の管理者や作業者に迅速かつ的確に対応できるよう共有、周知することが重要となります。

熱中症は軽く見られがちですが、高温の環境下で体温の調節機能が低下し、身体にさまざまな症状が現れる機能障害です。業務中は当然ですが、帰宅後など時間が経過してから症状が悪化することもあります。下図のように“普段と違う”、“何かおかしい”と思ったら、熱中症を疑い、症状によっては速やかに作業を中止し、周囲の人や管理者等に申し出る体制づくりが必要です。

事業者の皆様には、事業場や作業場のみならず、それぞれの場所に応じた対策について体制整備をお願いするとともに、従業員全員が適切に対応できるよう確実な取り組みをお願いいたします。

## いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がふる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ポーツとしている

専門知識がないと  
熱中症か判断できない

すぐに周囲の人や  
現場管理者に申し出る

直ちに作業中止 ▶ 『119番』！